

### III 学部の修学上に関する内規等



# 1 履修科目の登録の上限を超える者の基準に関する内規

平成16年4月1日制定

**第1条** この内規は、神戸大学農学部規則（平成16年4月1日制定）第6条第3項の規定により、履修科目の登録の上限を超える者の基準について定める。

**第2条** 次の各号の要件のいずれかを満たした場合は、履修科目の登録の上限を超えて登録を認めることがある。

(1) 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生

① 前年度に卒業要件科目を40単位以上修得していること。

(各学年年次配当の必修科目はすべて含まれていること。)

② 前年度総修得単位数の90%以上が優又は秀であり、かつ優秀と認められる者。

(2) 特別の事情のある学生

① 食料環境システム学科生産環境工学コースの学生が、JABEE の指定科目を履修する場合で当該コースが認めた者。

(3) 農学部規則別表第1の専門科目のうち、学部指定科目を履修する学生

(4) 総合教養科目「グローバルチャレンジ実習」を履修する学生

**第3条** 前条第1項第1号により履修科目の登録の上限を超えて登録を希望する者は、別に定める申請書を提出するものとする。

**第4条** 前条の申請書の提出があったときは、学科会議の議を経たのち、教務委員会で検討のうえ、教授会で審議する。

## 附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この内規は、平成20年4月1日から施行する。

2 この内規施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成20年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

## 附 則

この内規は、平成25年4月19日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

## 附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

## 2 神戸大学農学部の卒業研究の履修に関する内規

平成 16 年 4 月 1 日制定

**第1条** この内規は、神戸大学農学部規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「学部規則」という。）第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定により、卒業研究の履修について定める。

**第2条** 卒業研究を履修する者は、所定の期日までに卒業研究履修申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 申請書の研究題目を変更する場合は、指導教員の承認を受け研究題目変更届を提出しなければならない。

**第3条** 卒業研究を履修しようとする者は、6 学期以上在籍し、次の 2 学期をもって学部規則別表第 2 に定める必要修得単位数を修得できる見込みがあり、必要修得単位数のうち次の単位を含め 98 単位以上を修得した者とする。

### 食料環境システム学科

生産環境工学コース 3 年次終了までに開講された専門科目（共通専門基礎科目を除く。）のうち食料環境システム学科生産環境工学コースの履修に関する内規に定める各プログラムが指定する単位を 56 単位以上

食料環境経済学コース 食料環境システム学概論Ⅲ 2 単位、食料経済学 2 単位、  
食料生産管理学 2 単位、食料情報学 2 単位、農場実習 2 単位

### 資源生命科学科

応用動物学コース 応用動物学実験 8 単位、応用動物データサイエンス演習 2 単位、  
牧場実習 2 単位

応用植物学コース 応用植物学基礎実験 4 単位、応用植物学専門実験 I 4 単位、応用植物学専門実験 II 3 単位、農場実習 I 2 単位、農場実習 II 2 単位

### 生命機能科学科

応用生命化学コース 応用生命化学実験 I 4 単位、応用生命化学実験 II 4 単位、  
応用生命化学実験 III 4 単位

応用機能生物学コース 応用機能生物学実験 I 4 単位、応用機能生物学実験 II 4 単位、  
応用機能生物学実験 III 4 単位

2 卒業研究は、原則として前期・後期に連続して履修すること。

3 第 1 項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、卒業研究の履修を認めることがある。

**第4条** 卒業論文の提出期限は、2 月 20 日とする。ただし、9 月 30 日卒業予定者は、8 月 31 日とする。

**第5条** この内規に定めるもののほか、必要な事項については、教授会の議を経て定める。

（途中の附則略）

### 附 則

- 1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び令和4年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

### 3 成績評価基準に関する内規

平成16年4月1日制定

成績評価は、次の各号を考慮して多元的に行う。基準は、授業担当教員が定め、シラバスにおいて公表するものとする。

- (1) 定期期末試験の成績
- (2) 小テスト、中間テストの成績
- (3) 講義室以外の学習状況（予習・復習。つまり、文献の調査、レポートの提出等）
- (4) 平常点（出席状況・態度、発言・提案等）
- (5) その他必要に応じて各教員が指示したもの

なお、成績評価は下記の評価基準表により行う。

【評価基準表】

評価		評点	合否
秀	学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。	90点以上	合格
優	学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。	80点以上90点未満	
良	学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。	70点以上80点未満	
可	学修の目標を達成している。	60点以上70点未満	
不可	学修の目標を達成していない。	60点未満	不合格

#### 附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者で成績評価基準に関する内規の一部を改正する附則第2項の規程（平成23年4月1日施行）により、なお従前の例によるとされた者に係るこの内規の適用については、改正後の評価基準表にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

## 4 成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

平成25年11月15日教授会承認

学生は、農学部・農学研究科において開講している授業科目の成績評価について、当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は、農学部・農学研究科長に申し立てを行い、次のとおり授業担当教員に説明を求めるものとする。

### (申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、成績発表後原則として1週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により、農学研究科教務学生係に提出することとする。

### (申し立てへの対応)

申し立てを受けた授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し、成績評価について速やかに農学研究科教務学生係を通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等が書面により農学部・農学研究科長に報告することとする。

## 5 早期卒業の認定の基準に関する内規

平成16年4月1日制定

**第1条** この内規は、神戸大学農学部規則（平成16年4月1日制定）第12条第2項の規定により、早期卒業の認定の基準について定める。

**第2条** 本学部に3年以上在学し、次の各号の要件を満たした者については、早期に卒業を認定することがある。

- (1) 卒業要件科目の95%以上が秀または優であり、かつ特に優秀と認められる者。
- (2) 本人が早期卒業を希望し、入学1年後又は2年後に早期卒業希望調書を学部長に提出していること。

**第3条** 4年次配当の専門科目の必修科目は卒業要件から除くが、3年次までの配当の専門科目の選択科目で卒業必要単位数を補うものとする。ただし、上記が時間割上の都合で著しく困難と認められる場合に限り、学科会議の議を経て、3年次までに配当の専門科目の自由科目で補うことがある。

**第4条** 4年次配当の高度教養科目の自コース指定科目は、他の高度教養科目で補うものとする。

**第5条** 早期卒業要件を満たした場合は、学科長は学科会議の議を経て、学部長に推薦するものとする。

**第6条** 早期卒業の認定については、学科長で構成する早期卒業審査委員会で検討のうえ、教授会で審議する。

### 附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成25年6月21日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成30年7月20日から施行する。

## 6 入学前の既修得単位の認定に関する内規

平成16年4月1日制定

**第1条** この内規は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第36条第1項並びに神戸大学農学部規則（平成16年4月1日制定。以下「規則」という。）第9条の規定により、既修得単位の認定について定める。

**第2条** 認定できる授業科目区分及び認定単位の最高限度は、次のとおりとする。

- |               |       |
|---------------|-------|
| (1) 基礎教養科目    | 6 単位  |
| 総合教養科目        | 6 単位  |
| (2) 外国語科目     | 4 単位  |
| 外国語第Ⅰ         | 4 単位  |
| 外国語第Ⅱ         | 4 単位  |
| (3) 情報科目      | 1 単位  |
| (4) 健康・スポーツ科学 | 1 単位  |
| (5) 共通専門基礎科目  | 18 単位 |
| (6) 専門科目      | 20 単位 |

**第3条** 既修得単位の認定をうけようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（所定の用紙）
- (2) 卒業証明書又は在籍期間証明書
- (3) 成績証明書及び講義内容を明示できるもの（講義要項等）

2 前項の申請授業科目は認定単位の最高限度60単位以内に限る。

**第4条** 認定試験は、申請をした授業科目ごとに試験（筆記又は口頭）を行う。

**第5条** 認定をされた授業科目の単位数については、規則第9条第3項に基づき必要修得単位数に算入することができる。なお、成績の表示は「認定」とする。

（途中の附則略）

### 附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

## 7 特別聴講学生に関する内規

平成16年4月1日制定

### (趣 旨)

**第1条** この内規は、神戸大学農学部規則（平成16年4月1日制定）第15条の規定により、他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の学生が特別聴講学生を志望する場合の取り扱いについて定める。

### (受入の許可)

**第2条** 本学部との協定に基づき、他大学の学生で本学部の授業科目を履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として許可する。

2 履修の許可は、学期の始めに行う。

ただし、教授会の議を経て特別な理由があると認めたときは、各クオーターが開始する月の初めとすることができる。

### (手 続 き)

**第3条** 特別聴講学生を志望する者は、所属大学の学部長を経て次の書類を提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願書（所定の用紙）
- (2) 写真1枚（縦3cm、横2.5cm 出願前3か月以内に撮影したもの）

### (授 業 料)

**第4条** 特別聴講学生は、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

2 次の各号の一に該当する者については、前項の規定にかかわらず、授業料を徴収しない。

- (1) 国立大学の学生
- (2) 大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日文部省学術国際局長裁定）に基づく協定留学生

### (期 間)

**第5条** 特別聴講学生の在学期間は、履修しようとする授業科目の開講学期末までとし、1年（第2、第4クオーター開始月から入学した場合は2学期）以内とする。

### 附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

## 8 留学に関する内規

平成16年4月1日制定

### (趣旨)

**第1条** この内規は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第40条の規定により、学生が留学する場合の取り扱いについて定める。

### (留学機関)

**第2条** 留学が認められる外国の大学は、外国において学位授与権を有する大学又はこれに相当する正規の教育研究機関で、あらかじめ本学部と協定を結んでいるものとする。

### (留学の許可申請)

**第3条** 外国の大学へ留学しようとする学生は、次の書類を提出して、留学の許可を学部長に申請しなければならない。ただし、必要に応じてその他の書類の提出を求めることがある。

- (1) 留学許可申請書（所定の用紙）
- (2) 外国の大学の入学許可書（写）

### (修業年限への算入)

**第4条** 許可を受けて留学した期間は、1年を限度として、修業年限に算入する。

### (単位の認定)

**第5条** 外国の大学において修得した授業科目の単位については、神戸大学農学部規則（平成16年4月1日制定。以下「規則」という。）第8条第2項に基づき、必要修得単位数に算入することができる。

2 外国の大学において、修得した授業科目の単位数の計算は、規則第4条の単位計算基準に照らして算定する。

3 留学した学生は、前項の算定のための資料として、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 留学した大学の単位認定書及び成績証明書
- (2) 留学した大学において履修した授業科目についての履修報告書

### (授業料の納付)

**第6条** この内規の規定により留学する者は、その留学期間中、授業料を本学部に納入しなければならない。

### 附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

## 9 転学部に関する内規

平成16年4月1日制定

### (趣 旨)

**第1条** この内規は、神戸大学農学部規則（平成16年4月1日制定）第13条の規定により、学生が転学部を志望する場合の取り扱いについて定める。

### (他学部からの転学部の許可)

**第2条** 他学部から本学部に転学部を志望する者が、次の各号のすべてに該当し、原則として志望コースに欠員がある場合、教授会の議を経て、転学部を許可することがある。

- (1) 本人の入学試験の成績が、本人の入学時における志望コースの入学試験合格者の最低点以上であること。
- (2) 入学後1年間において、所定の単位をすべて修得しておりかつ学業成績が優秀であること。
- (3) 転学部の事由が明白であること。

### (他学部からの転学部の手続き)

**第3条** 転学部志望者は、次の書類を転学部しようとする日の2ヵ月前までに所属学部長を経て提出しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、期限後の提出を認めることがある。

- (1) 転学部願（所定の用紙）
- (2) 入学試験成績表
- (3) 学業成績証明書

### (他学部からの転学部志望者の選考)

**第4条** 転学部志望者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

### (他学部への転学部の承認)

**第5条** 他学部への転学部を志望する者がある場合は、教授会の議を経て、転学部を承認することがある。

### (他学部への転学部の手続き)

**第6条** 転学部志望者は、次の書類を転学部しようとする学部の提出期限の2ヵ月前までに提出しなければならない。

- (1) 転学部願（所定の用紙）
- (2) 転学部志望学部が必要とする書類

### 附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

## 10 転学科及び転コースに関する内規

平成16年4月1日制定  
平成22年6月18日改正

### (趣旨)

**第1条** この内規は、神戸大学農学部規則（平成16年4月1日制定）第14条の規定により、学生が転学科及び転コースを志望する場合の取り扱いについて定める。

### (転学科及び転コースの許可)

**第2条** 転学科を志望する者が、次の各号のすべてに該当し、原則として志望コースに欠員がある場合、教授会の議を経て、転学科を許可することがある。又、同一学科内で転コースを志望する場合も転学科に準ずる。

- (1) 本人の入学試験の成績が、本人の入学時における志望コースの入学試験合格者の最低点以上であること。
- (2) 入学後1年間において、所定の単位をすべて修得しており、かつ学業成績が優秀であること。
- (3) 転学科事由が明白であること。

### (転学科及び転コースの手続き)

**第3条** 転学科及び転コース志望者は、所定の用紙を転学科及び転コースしようとする日の2ヶ月前までに提出しなければならない。

### (転学科及び転コースの選考)

**第4条** 転学科及び転コース志望者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

### (転学科及び転コースの許可の取り消し)

**第5条** 第2条の(2)に該当しなかった場合は、転学科及び転コースの許可後であっても、転学科及び転コースの許可を取り消す。

### 附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

## 11 転学科及び転コースに関する内規についての申合せ

平成16年4月1日制定

転学科及び転コースに関する内規第2条(2)の「所定の単位」は次の単位とする。

①外国語	英語	4 単位
	英語以外の外国語	4 単位
②情報科目		1 単位
③健康・スポーツ科学		1 単位
④共通専門基礎科目	本人の所属するコースの1年次配当必修科目の総ての単位	
⑤専門科目	本人の所属するコースの1年次配当必修科目の総ての単位	

※志望するコースの専門科目の修得は、要件としない。

### 附 則

この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この申合せは、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この申合せは、平成26年11月14日から施行する。

### 附 則

この申合せは、平成27年3月6日から施行する。

### 附 則

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。

## 12 外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申合せ

平成16年4月1日制定

神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）別表に掲げる次の授業科目の単位を修得したときは、これらの単位を5単位を限度として、外国語科目の必要修得単位数に算入することができる。

日本語ⅠA (0.5単位), 日本語ⅠB (0.5単位), 日本語ⅡA (0.5単位), 日本語ⅡB (0.5単位)  
日本語ⅢA (0.5単位), 日本語ⅢB (0.5単位), 日本語ⅣA (0.5単位), 日本語ⅣB (0.5単位)  
日本語ⅤA (0.5単位), 日本語ⅤB (0.5単位), 日本語ⅥA (0.5単位), 日本語ⅥB (0.5単位)  
日本語ⅦA (0.5単位), 日本語ⅦB (0.5単位), 日本語ⅧA (0.5単位), 日本語ⅧB (0.5単位)  
日本事情ⅠA (0.5単位), 日本事情ⅠB (0.5単位),  
日本事情ⅡA (0.5単位), 日本事情ⅡB (0.5単位)

### 附 則

- 1 この申合せは、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この申合せ施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 13 交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置について

平成28年1月27日 全学教務委員会 決定  
平成30年9月26日 全学教務委員会 一部改正  
平成31年2月20日 全学教務委員会 一部改正  
令和元年9月18日 全学教務委員会 一部改正  
令和3年5月26日 全学教務委員会 一部改正  
令和4年3月23日 全学教務委員会 一部改正

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

### 1. 交通機関の運休の場合

#### < 1 >六甲台地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

- (1) JR西日本（神戸線（大阪駅～姫路駅））、阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅））及び阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））のうち2線が同時に運休した場合
- (2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

合ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

#### < 2 >楠地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

- (1) JR西日本（神戸線（大阪駅～姫路駅））、阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅））、阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））が全て同時に運休した場合
- (2) JR西日本（神戸線（大阪駅～姫路駅））、神戸市営地下鉄（西神・山手線（谷上駅～西神中央駅））が同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

### < 3 >名谷地区において開講する授業

次の(1) 又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

(1) JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)），阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅））

及び阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））が全て同時に運休した場合

(2) 神戸市営地下鉄（西神・山手線（谷上駅～西神中央駅））が運休した場

合ただし、次の場合は授業を実施する。

① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。

② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。

③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

### < 4 >深江地区において開講する授業

JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)），阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅）），

阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））が全て同時に運休した場合、当日のそ

の後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。ただし、次の場合は授業を実施する。

(1) 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。

(2) 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。

(3) 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から 実施する。

## 2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報（ただし暴風、大雪、暴風雪に限る）又は特別警報が発表された場合、当日のその後に開始する授業（定期試験を含む）を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

(1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。

(2) 午前 10 時までに、気象警報が解除された場合は、午後 1 時以降に開始する授業から実施する。

(3) 午後2時までに、気象警報が解除された場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

## 3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区（六甲台地区、楠地区、名谷地区、深江地区）の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合、当該地区で当日のその後に開始する全ての授業（定期試験を含む）を休講とする。ただし、午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。

#### 4. 休講の周知方法

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は、学内掲示板、うりば一ネット、各学部及び各研究科のホームページ等により、あらかじめ周知するものとする。

- (注) 1. 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり、通学が困難な場合をいう。  
2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。  
3. 気象警報の発表及び解除、避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。  
4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。ただし、避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。  
5. このほか、必要な事項は各学部又は各研究科において別に定める。  
6. この申合せは、対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用するものとする。  
7. この申合せは、令和4年4月1日から適用する。

## 14 食料環境システム学科生産環境工学コースの履修に関する内規

平成16年4月1日制定

**第1条** この内規は、神戸大学農学部規則（平成16年4月1日制定。以下「規則」という。）別表第1に掲げる専門科目（共通専門基礎科目を除く。）の授業科目のうちから生産環境工学コースが授業要覧掲載の生産環境工学コース授業科目配当表に指定する各プログラム指定科目の履修について定める。

**第2条** 本コースに、JABEEプログラムにかかる地域環境工学プログラムとバイオシステム工学プログラムを設置する。

本コース学生はどちらか一つのプログラムを選択し、授業要覧掲載の生産環境工学コース授業科目配当表の各プログラム指定科目から、選択必修科目、選択科目を修得するものとする。

**第3条** 前条に規定する各プログラムの選択に関する決定は、2年次前期終了時に行う。

### 附 則

- 1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この内規は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成20年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

## 15 授業時間及び授業時限に関する申合せ

平成28年3月10日部局長会議一部改正

平成16年12月9日部局長会議決定

1 授業時間は、90分とする。

2 授業時限は、次のとおりとする。

1時限 8:50～10:20

2時限 10:40～12:10

3時限 13:20～14:50

4時限 15:10～16:40

5時限 17:00～18:30

6時限 18:50～20:20

3 人間発達環境学研究科、経済学研究科、経営学研究科及び保健学研究科の授業時限は、別に定める。

4 法学研究科、医学研究科及び医学部の授業時間及び授業時限は、別に定める。

### 附 則

この申合せは、平成17年4月1日から実施する。

### 附 則

この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

# 16 神戸大学農学部高度教養科目に関する内規

平成 28 年 4 月 1 日制定

## (趣 旨)

**第1条** この内規は、神戸大学農学部（以下「本学部」という。）における高度教養科目の履修に必要な事項を定めるものとする。

## (高度教養科目及び単位数)

**第2条** 高度教養科目は、教養教育院、本学部及び他学部が開設するもののうちから、農学部規則別表第2に定めるところにより履修するものとする。

- 2 本学部が開設する高度教養科目及び単位数は、別表のとおりとする。
- 3 前項に規定するもののほか、臨時に高度教養科目を開設することがある。
- 4 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

## (高度教養科目の年次配当)

**第3条** 本学部が開設する高度教養科目の各年次の配当は、別表のとおりとする。

別表（第2条、第3条関係）農学部高度教養科目

授業科目	単位数	配当年次	備考
兵庫県農業環境論 A	1	2年次以上	食料環境経済学コース指定科目（必修）
兵庫県農業環境論 B	1	2年次以上	食料環境経済学コース指定科目（必修）
高度教養セミナー農学部生産環境工学	2	4年次以上	生産環境工学コース指定科目（必修）
高度教養セミナー農学部応用動物学	2	4年次以上	応用動物学コース指定科目（必修）
高度教養セミナー農学部応用植物学	2	4年次以上	応用植物学コース指定科目（必修）
高度教養セミナー農学部応用生命化学	2	4年次以上	応用生命化学コース指定科目（必修）
高度教養セミナー農学部環境生物学	2	4年次以上	環境生物学コース指定科目（必修）
高度教養セミナー農学部応用機能生物学	2	4年次以上	応用機能生物学コース指定科目（必修）
食の倫理の探究	2	3年次以上	農学部生履修不可
緑の保全の探究	2	3年次以上	農学部生履修不可
食料と環境を支える工学	1	3年次以上	2020年度以前入学生： 生産環境工学コース生履修不可 2021年度以降入学生： 食料環境システム学科生履修不可
Global Topics in Animal Science	1	3年次以上	農学部生履修不可
植物資源学	1	3年次以上	農学部生履修不可
放射線科学	2	3年次以上	
生物科学英語リスニング演習	1	3年次以上	環境生物学コース生履修不可 応用機能生物学コース生履修不可

高度教養セミナー農学部生産環境工学入門	1	3 年次以上	上限 1 単位まで
高度教養セミナー農学部応用動物学入門	1	3 年次以上	
高度教養セミナー農学部応用植物学入門	1	3 年次以上	
高度教養セミナー農学部応用生命化学入門	1	3 年次以上	
高度教養セミナー農学部環境生物学入門	1	3 年次以上	
高度教養セミナー農学部応用機能生物学入門	1	3 年次以上	

### 附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 17 定期試験及び不正行為について

定期試験は、授業が終了した後に実施しますが、担当教員によっては授業の終了する前に行なうこともあります。

また、定期試験をせずに、平常の成績、レポート等をもって定期試験の代わりとする場合もあります。

レポートをもって試験に代えるときは、提出期限を厳守してください。試験はあらかじめ正規の届をした授業科目のみ受験することができます。定期試験時間割表及び試験室の指定は、その都度掲示等をするので注意してください。

### [定期試験受験の際の注意事項]

- ① 試験の時間割及び試験室の指定は、その都度掲示する。
- ② 受験中は、必ず学生証を机上左前に置くこと。
- ③ 机の上には、鉛筆（シャープペン、ボールペンを含む。）消しゴム、定規類、学生証、時計及び特に受験に際し許可された携帯品以外の物は置かないこと。なお、筆箱、下敷、定期入れ等は座席の下に置くこと。ただし、貴重品は各自保管すること。
- ④ 携帯電話等の通信機器（腕時計型端末を含む）を使用することは一切認めないので、必ず電源を切った上で鞄等の中へしまうこと。アラームの設定を解除していない場合、電源を切っていても鳴ることがあるので、試験室に入る前に必ずアラームの設定を解除しておくこと。試験中にこれらの機器に触れている場合もしくは机の上あるいは中に置いてある場合は、不正行為とみなす。（ただし、試験監督教員の指示がある場合を除く。）
- ⑤ 答案用紙には、学籍番号、氏名を必ず記入すること。記入のない答案は無効とする。
- ⑥ 20分経過後は絶対に入室を認めないので、遅刻のないよう十分注意すること。
- ⑦ 試験開始後20分間は退室しないこと。退室する場合は、答案用紙を試験監督に提出すること。
- ⑧ 受験中の物品の貸借は一切禁止する。
- ⑨ 受験中、いかがわしい態度や、不正行為は厳に慎むこと。
- ⑩ 受験者以外の者が受験者本人になりすまして試験を受けた場合は、不正行為とみなす。
- ⑪ 答案用紙は、絶対に持ち出さないこと。持ち出した場合は不正行為とみなすことがある。

### [レポートでの不正行為について]

レポートなどで不正行為と見なされる行為は、一般的には、下記の事項がある。

- ① 他人の文章や着想などを自分のものとして用いている。
- ② 他人の著作物を引用する際に、引用箇所や出典を明示していない。
- ③ 他人の著作物を参照する際に、出典を明示していない。
- ④ 他人にレポートの代筆を依頼する。
- ⑤ 他人のレポートを流用する。
- ⑥ 他人のレポートを代筆する。
- ⑦ 作成したレポートを、流用されることを承知しながら、他人に見せる。
- ⑧ 教員の指示に意図的に従わない。

学生が試験及びレポート等において不正行為を行った場合 当該科目を開講する学期に履修した全ての授業科目の成績を無効とします。